

カトリック大阪高松大司教区 共同納骨所 納骨堂 墓地

CATHOLIC CEMETERIES & OSSUARIES OSAKA-TAKAMATSU

ご利用の手引き



「わたしは復活であり、命である。」 (ヨハネ 11・25)

カトリック大阪高松大司教区内の共同納骨所・納骨堂・墓地のご案内です。
大阪高松大司教区の信徒及びそのご家族様がお申込みいただけます。

ご利用の手引き 目次

- **使用申込を検討されているみなさま** ……3 ページ
共同納骨所・納骨堂・一般墓地（個人墓地）の違いについて
- **共同納骨所のご案内** ……4 ページ
阿倍野・泉佐野・甲山・舞子・とべら（鶴越）・和歌山の納骨所について
- **共同納骨所の使用申込方法** ……6 ページ
共同納骨所の申込から使用許可までの手続きについて
- **共同納骨所への納骨手続き方法** ……8 ページ
共同納骨所へ納骨する際の手続きから納骨式までの段取りについて
- **納骨堂のご案内** ……9 ページ
大阪高松カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂について
- **納骨堂の使用申込方法ご案内** ……10 ページ
納骨堂の申込から使用許可までの手続きについて
- **納骨堂への納骨手続き方法** ……12 ページ
納骨堂へ納骨する際の手続きから納骨式までの段取りについて
- **一般墓地（個人墓地）のご案内** ……14 ページ
阿倍野墓地・甲山墓園・鶴越墓園とべら墓地について
- **埋火葬許可証・改葬許可証** ……15 ページ
納骨手続きに必要な大切な書類について
- **各共同納骨所・納骨堂等の使用申込書の入手方法** ……16 ページ
ホームページのご案内と資料請求先について

この手引きは共同納骨所・納骨堂・墓地について使用の検討をいただくための参考資料です。正式にお申込みいただく際はそれぞれ詳細のご案内・管理規程等を入手の上、手続きをお願いします。
入手方法は 16 ページをご覧ください。

使用申込を検討されているみなさま

共同納骨所・納骨堂・一般墓地（個人墓地）は、納骨形式や費用が大きく異なります。将来の維持管理や交通手段なども考慮に入れ、ご家族様とよく検討の上、お申込みください。なお、各納骨所・納骨堂・墓地の管理規約に従っての運用となり、申し込みの際には所属教会司祭の署名が必要です。

《共同納骨所とは》・・・阿倍野・泉佐野・甲山・舞子・とべら（鶴越）・和歌山の6か所 【納骨形式】

・同じお墓にご家族だけでなく、多くのご遺骨と一緒に納骨する合葬・共同埋葬墓です。

【費用面】

・使用申込時に納めていただく使用料以外の費用（年間維持管理費等）は必要ありません。

【その他】

- ・納骨後にご遺骨の取り出しはできません。
- ・ご希望により墓碑にプレート※を貼ることもできます。（料金別途） ※ 7ページ参照

《納骨堂とは》・・・大阪高松カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂

【納骨形式】

・一定の期間内（管理費を払っている期間）お貸しするロッカー形式の納骨室です。

【費用面】

- ・使用申込時に納めていただく使用料以外に年間維持管理費を毎年お支払いいただきます。
- ・お選びいただく納骨室により使用料が異なります。
- また、使用料は将来、納骨室を返還する際も返金はいたしません。

【その他】

・ご契約後の納骨室の移動はできません。ご見学の上、納骨室をお申込みください。

《一般墓地（個人墓地）とは》・・・阿倍野墓地、甲山墓地、鶴越墓園とべら墓地

【納骨形式】

- ・昔からある「家族単位」のお墓です。カトリック関係者の墓地区画です。
- ・一般墓地は「購入」ではなく、墓地管理者から「使用許可」を受けてお墓を建立します。

【費用面】

- ・希望する墓地や区画の大きさにより申込条件や使用料が大きく異なります。
- ・使用申込時に納めていただく使用料以外に年間維持管理費を毎年お支払いいただきます。
- ・墓石の施工や修繕費用や使用区画の維持管理などは使用者のご負担となります。
- ・使用料等は、将来墓じまいの際も返金はいたしません。

【その他】

- ・墓石がなく更地のままの区画もありますが、契約済の場合もあります。
- ・将来、墓じまいをする場合などは、使用者やご遺族による費用負担にて墓石を撤去し更地に戻す必要があります。

《共同納骨所のご案内》

●カトリック阿倍野共同納骨所

大阪市内にあり利便性が良く、地下鉄谷町線「阿倍野」から徒歩でお越しいただけます。
毎年11月には合同追悼祭・合同納骨式が行われ、多くの方々が参列されています。

【所在地】 大阪市阿倍野区阿倍野筋 4-19-115 大阪市設南霊園 3区代地 80番内
(阿倍野教会から離れた場所にあります)

開所時間などについては以下にお問合せください。
大阪市設南霊園現地管理事務所
TEL 06-6661-5924 (8:30~17:00/月曜日休園)
現地の見学や墓参は自由です。(連絡不要)



【電車でのアクセス】

- ・大阪メトロ谷町線 阿倍野駅下車 徒歩約2分
- ・大阪メトロ御堂筋線天王寺駅、JR天王寺駅、
近鉄南大阪線阿部野橋下車 徒歩約15分

【車でのアクセス】

同霊園には斎場もあるため満車で駐車できない場合がございます。

●カトリック泉佐野共同納骨所

大阪府内2か所目の共同納骨所です。

納骨は年に2回(5月・11月)の合同追悼祭・合同納骨式の際に限定しています。

【所在地】 大阪府泉佐野市市場南三丁目1184-5 (泉佐野教会から離れた場所にあります)
泉佐野市公園墓地 カトリック泉佐野教会墓地区画内
現地の見学や墓参は自由です。(連絡不要)

【電車でのアクセス】

- ・JR阪和線熊取駅、日根野駅
- ・南海本線 泉佐野駅
※最寄り駅からバスまたはタクシーが便利です。

【車でのアクセス】

現地に駐車場はございません。
近隣のコインパーキング等をご利用ください。



●カトリック甲山共同納骨所

教区最大のカトリック墓地区画を有する墓園で、西宮市の山手に位置しています。

共同納骨所の近くには司教・司祭の墓地もあり、毎年5月には教区の合同墓参が行われます。

【所在地】 兵庫県西宮市甲陽園目神山町4-1 西宮市営甲山墓園 5区内

開所時間などについては以下にお問合せください。
甲山墓園管理事務所
TEL 0798-71-8112 (平日9:00~17:30)
現地の見学や墓参は自由です。(連絡不要)

【電車・バスでのアクセス】

- ・阪急電車夙川駅より阪急バス「甲山墓園前」下車すぐ
- ・阪神電車西宮駅より阪神バス
鷺林寺、甲山高校、森林公園方面「甲山墓園前」下車すぐ

【車でのアクセス】

甲山墓園入口に駐車スペースをご利用ください。



●カトリック舞子共同納骨所

明石大橋が近くにあり、舞子陵の自然豊かな日当たりの良い広大な墓園の中にあります。毎年11月には合同追悼祭・合同納骨式が行われ、多くの方が参列されています。

【所在地】 兵庫県神戸市垂水区舞子陵1-1 神戸市立舞子墓園荘厳C地区内

開所時間などについては以下にお問合せください。
舞子墓園管理事務所
TEL 078-782-2975 (平日 8:45~17:30)
現地の見学や墓参は自由です。(連絡不要)



【電車・バスでのアクセス】

- ・JR/山陽電車垂水駅、JR/山陽電車舞子駅より北へ約2Km
- ・JR/山陽電車垂水駅より山陽バス「舞子墓園前」下車

【車でのアクセス】

- ・市道商大線の「星陵台中学校前」交差点から西方向約400m

●カトリックとべら共同納骨所

自然豊かな広大な鶴越(ひよどりごえ)墓園内にあり、花の名前がつく地区に分かれています。毎年11月には合同追悼祭・合同納骨式が行われ、多くの方が参列されています。

【所在地】 兵庫県神戸市北区山田町下谷上字中一里山12-1
神戸市立鶴越墓園とべら墓域3区内

開所時間や園内墓参バスなどについては以下にお問合せください。
鶴越墓園管理事務所
TEL 078-621-5667 (平日 8:45~17:30)
現地の見学や墓参は自由です。(連絡不要)



【電車でのアクセス】

- ・神戸電鉄鶴越駅より徒歩約10分
- 南門より園内墓参バスあり(時間は現地事務所へ要問合せ)

【車でのアクセス】

- ・三宮方面より市道夢野白川線を西方向(西神ニュータウン方面)に走行し、鶴トンネルを抜けて約1km先

●カトリック和歌山共同納骨所

大阪府との県境にも近い自然豊かな大型公園墓地、五色台メモリアルパーク内にあります。納骨は年に1回(11月)の合同追悼祭・合同納骨式の際に限定しています。

【所在地】 和歌山県海草郡紀美野町国木原577番地-3
五色台メモリアルパーク 第12区内

開所時間などについては以下にお問合せください。
五色台メモリアルパーク管理事務所
TEL 073-489-5544 (9:00~17:00/水曜日定休)
現地の見学や墓参は自由です。(連絡不要)



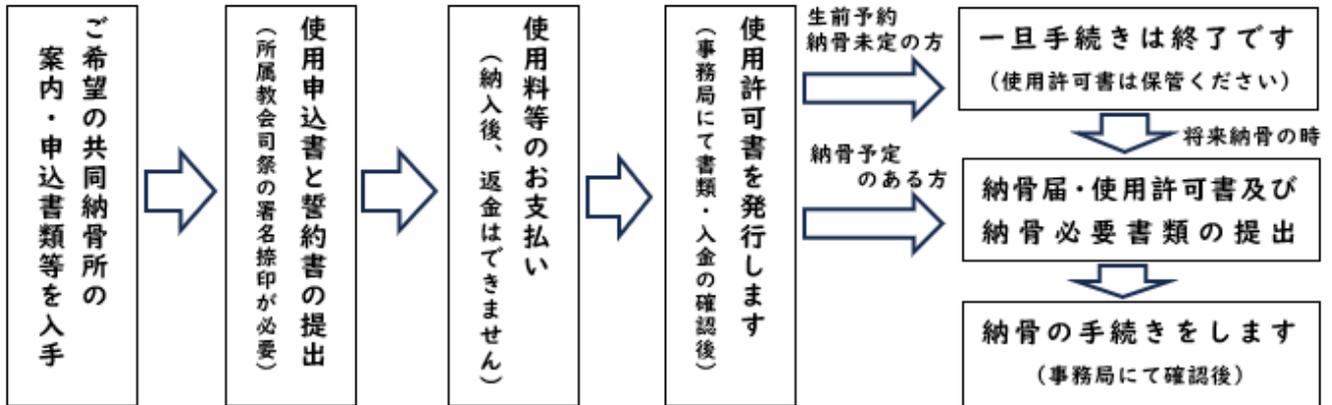
【電車でのアクセス】

- ・わかやま電鉄貴志川線「貴志駅」下車
- タクシーで約10分。長谷農免道路沿い、野上工業団地先
- 無料送迎 前日までに予約要(現地管理事務所へお尋ねください。)

【車でのアクセス】

- ・阪和自動車道和歌山インターより約30分、海南東インターより約20分

《共同納骨所の使用申込方法》



小教区が管理している納骨所もあります

教区が管理している共同納骨所の区画内には別途小教区が管理する共同納骨所（墓地）もあります。

- 阿倍野墓地
 - ・阿倍野教会 ・塚ブロック（塚・泉北・金剛・橋本）
- 甲山墓園
 - ・芦屋教会 ・甲子園教会 ・夙川教会 ・宝塚教会
 - ・豊中教会 ・仁川教会 ・武庫之荘教会 ・旧北浜教会

上記教会の共同納骨所（墓地）の使用申込は各教会へお問い合わせください。

●共同納骨所の使用料 2024年4月現在

- 使用料（納骨のみ） 被収蔵者1名あたり 50,000円（非課税）
 - プレート 被収蔵者1名あたり 10,000円＋消費税1,000円 計11,000円
 - メモリアルタブレット 被収蔵者1名あたり 10,000円＋消費税1,000円 計11,000円
- ⇒プレート及びメモリアルタブレットは希望者のみとなります。
⇒ご希望の場合は使用料と合算してお振込みください。

●使用申込書と誓約書の提出（郵送可）2024年4月現在

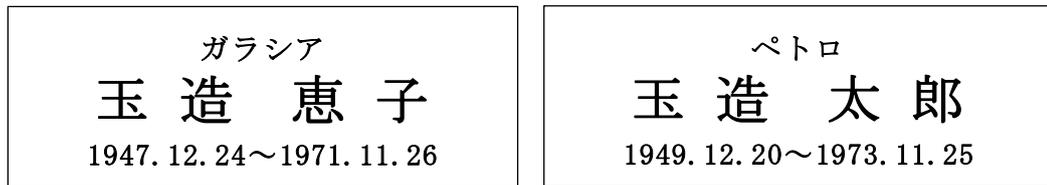
- 各納骨所使用管理規約に同意の上「使用申込書（兼誓約書）」に必要事項を記入し、教区本部事務局宛に提出してください。
- ⇒「使用申込書」はお一人様につき1枚ずつ必要です。
- ⇒「使用申込書」には所属教会担当司祭の署名・捺印が必要です。
- ⇒お申込者の捺印が必要な箇所もございます。
- ⇒「プレート」及び「メモリアルタブレット」は別途費用が掛かりますが、ご希望の場合は使用申込時に合わせてお申込みください。

●使用料のお支払い

- 「使用料」を金融機関（郵便局または銀行）よりお振込みください。
- ⇒使用申込の際にプレート・メモリアルタブレットの希望の方はその代金も併せてお振込みください。
- ⇒申込者が同じ場合は複数名様分の合算でお振込みいただけます。
- ⇒納入された使用料等については、如何なる理由でもお返してできません。
- ⇒領収書は発行いたしません。お振込み時の郵便振替受付票または銀行口座振込依頼書等を各自で保管ください。

●プレート・メモリアルタブレットについて（希望者のみ/料金別途）

- プレートは共同納骨所に納骨される方のお名前などを刻銘したものを墓碑に貼り付けます。
- メモリアルタブレットは故人を偲ぶための「位牌」のようなものです。
⇒ご希望の方はいずれも共同納骨所使用申込時に合わせてお申込みください。
⇒いずれも納骨手続き時に教区本部事務局へ提出いただく「納骨届」をもとに作製します。



*プレートイメージ（ステンレス製 縦約 25mm×横約 70mm）

- 納骨届の提出時期により納骨式にプレート貼り付けが間に合わない場合もございます。
⇒納骨式の2か月前までにはご提出をお願いします。
⇒ご夫婦やご家族様で一括しての使用申込の場合、プレートを並びで貼り付けします。
（阿倍野・泉佐野・甲山・和歌山は縦並び、舞子・とべらは横並びです。）
⇒1枚のプレートに一名様分しか記載できません。
⇒生前予約は使用許可時にプレート位置は確保しますが、プレートは将来ご提出いただく納骨届に合わせての作製となります。
- メモリアルタブレットは納骨届をもとにお作りし、約2か月後にご自宅へお送りします。

- ・プレート、メモリアルタブレットは納骨届に記入される洗礼名・お名前・生年月日・帰天日をもとに作製します。
（日付は西暦表記）
- ・お名前が旧字や間違えやすい漢字は納骨届の余白に注意書きを記載ください。また、特殊文字（旧字など）は別途作製費用（実費）が必要になる場合がございます。
- ・洗礼名については納骨届記載通りになるため同聖人であっても表記が異なる場合がございます。
- ・不明な点は教区本部事務局までお問合せください。



*メモリアルタブレットイメージ
（クリスタル製高さ 94mm×幅 64mm×厚み 20mm）

《共同納骨所の使用許可》

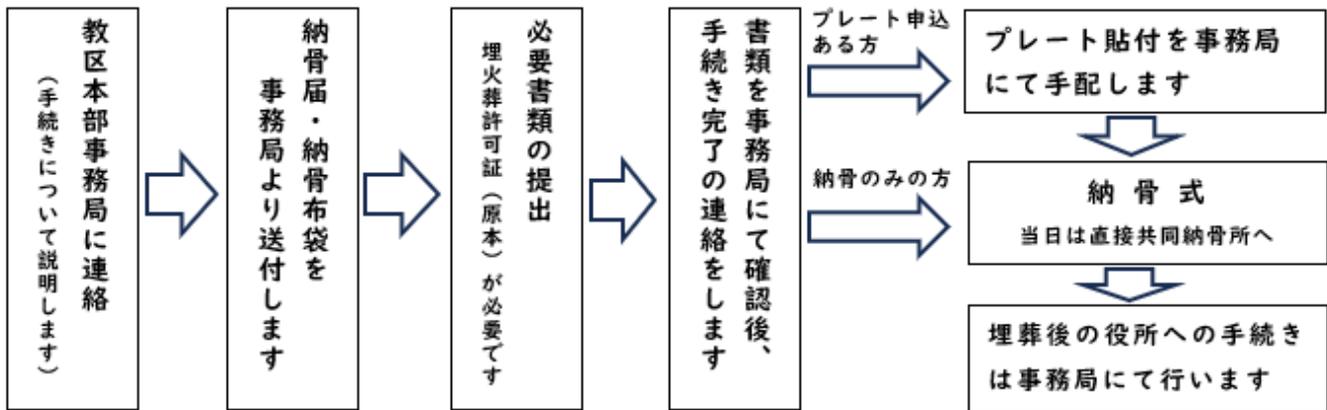
●使用許可書の発行

- 使用申込書及び誓約書の受理、使用料の入金確認ができ次第、教区本部事務局より「使用許可書」を発行し、申込者に郵送します。
⇒発行まで約2～3週間かかります。
⇒使用申込と同時に納骨がある場合は、納骨届と納骨布袋もお送りします。
⇒使用許可書は納骨手続き時に返却いただきますので、お手元にて大切に保管ください。

必ずご家族様へお伝えください

- 生前予約や使用申込の際に納骨日時が未定の場合は、共同納骨所の使用申込をしていること、使用許可書を保管していることを必ずご家族様へお伝えください。
ご家族様が生前予約や使用申込をしていることを知らず、ご納骨をされないままの場合がございます。なお、ご納骨をされなかった場合でも使用料の返金はありません。
⇒生前予約のご納骨の際には、ご家族様へ教区本部事務局までご連絡いただくようお願いください。連絡をいただいたご家族様へ納骨の手順の説明をいたします。
⇒納骨の際には「使用許可書」を教区本部事務局に返却いただき、納骨の手続きをしていただきます。

《共同納骨所への納骨手続き方法》



【注意事項】

- 共同納骨所は合葬・共同埋葬墓ですので、納骨後の改葬・出骨はできません。
- 原則、ご納骨は合同追悼祭と同日実施の合同納骨式のみとなります。
 - ⇒但し、ご家族様が所属教会の神父様に別日の納骨式を直接ご相談されて、司式を受けていただいた場合は、納骨式を行うことができます。(泉佐野・和歌山納骨所は合同納骨式のみ)
 - なお、納骨式なしのご納骨は受付が出来ません。
 - ⇒ご遺骨は教区本部事務局または所属教会が事前に支給する納骨布袋にてご納骨ください。支給する納骨布袋以外の袋や壺・容器の使用は出来ません。
 - ⇒合同納骨式でのご納骨希望の場合は、5月納骨分は3月末、11月納骨分は8月末までに納骨手続きを完了してください。
 - ⇒別日でのご納骨の際は、納骨式日時が決まりましたら早めに教区本部事務局まで連絡いただき手続きをお願いします。

○各共同納骨所の合同追悼祭日程

阿倍野	泉佐野	甲山
11月3日 14時 (11/3が日曜日の場合は11/4)	5月第2日曜、11月3日 いずれも14時	5月 教区墓参開催時
舞子	とべら	和歌山
11月第1日曜 14時	11月第1日曜 14時	11月第1土曜 13時

- ⇒詳細の日時については、ご納骨手続き時に改めてお伝えします。
- ⇒合同追悼祭と合同納骨式については、教区本部事務局までお問合せいただくか大阪高松教区ホームページにて確認ください。

●納骨の事務手続き

- 納骨は事務手続きが事前に完了したご家族様に限ります。
 - ⇒急なご納骨申込についてはお受けできません。
 - ⇒下記の事情により納骨日時の変更をお願いする場合がございます。
 - 教区行事、納骨式の先約がある場合、石材店の定休日など
 - ⇒納骨式は先に申込みをしたご家族様が原則優先となります。
 - 納骨が決まりましたら教区本部事務局へご連絡ください。
 - ⇒前述の注意事項も参照ください。
 - ご連絡をいただいた方へ納骨届と納骨布袋をお送りします。
- ※連絡先・・・カトリック大阪高松大司教区本部事務局 総務課 (墓地納骨堂担当)
TEL：06-6941-9705 (平日 9:30-16:30)

●納骨に必要な書類の提出（郵送可）

- 各共同納骨所の使用許可証（申込時に教区本部事務局発行したもの）
- 納骨届（納骨の連絡後、教区本部事務局より送付）
- 斎場の火葬証明印のある埋火葬許可証（原本、コピー不可）
⇒上記3点を教区本部事務局宛に提出ください。
⇒改葬、分骨での納骨の際には別途書類が必要になります。
※埋火葬許可書などの詳細については15ページを参照ください。

●必要書類の確認

- 提出いただいた必要書類に不備がないか教区本部事務局にて確認します。
- 必要に応じて教区本部事務局よりご連絡します。
- 使用申込時にプレート及びメモリアルタブレットをお申込みの場合は、提出された納骨届をもとに作製します。
⇒納骨の手続きの時期によりプレートが墓碑に貼り付けされていない場合があります。
納骨前にプレート設置完了希望の方は早めの手続きをお願いします。
⇒メモリアルタブレットは完成後、ご自宅へお送りします。

●納骨式当日

- 事前にお送りした「納骨布袋」にご遺骨を準備し、直接納骨所へお越しください。
- 合同追悼祭での納骨の方には直前に改めて納骨式のご案内をいたします。
- 合同納骨式では他のご家族様の納骨もございますので、司祭や係りの指示に従い納骨ください。納骨式当日は合同追悼祭もございますので、多くの方が参列されます。
- 別日にて納骨式を行う場合も司祭の指示に従って納骨ください。
- 当日は特に手続きなどございません。
- 埋葬完了後の役所への手続きは教区本部事務局にて行います。

《納骨堂のご案内》 2024年4月現在

●大阪高松カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂

カテドラル（司教座聖堂）に併設する大小1,937室のロッカー形式の納骨堂です。
毎年11月3日に大聖堂にて「教区納骨者および死者祈念ミサ」が行われます。

【所在地】 大阪府大阪市中央区玉造 2-24-22 大阪高松カテドラル聖マリア大聖堂内
TEL 06-6941-5605（教区事務局総務課墓地納骨堂担当）
営業時間 9:00～16:30
※休日：土日祝日
現地の見学は自由です。（9:00～17:00）



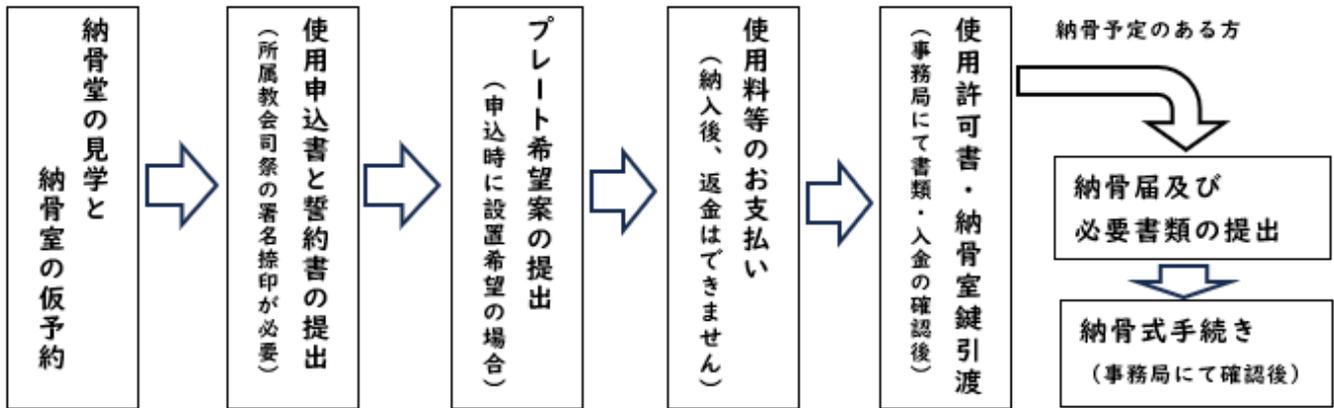
【電車でのアクセス】

- ・JR大阪環状線 森ノ宮駅から中央大通を西へ1,000m。
- ・大阪メトロ中央線 森ノ宮駅 2番出口を出て西へ800m。
- ・大阪メトロ長堀鶴見緑地線 森ノ宮駅 7番出口を出て西へ1,000m。
いずれも「もりのみやキューズモール」を越えた信号を左折し、1つ目の信号を右折。城星学園の角を左折しすぐ。越中公園南側。
- ・JR大阪環状線 玉造駅から長堀通を西へ1,000m。
- ・大阪メトロ長堀鶴見緑地線 玉造駅1番出口より800m
いずれも長堀通を西に向かい、空堀町交差点を右折し北へ。

【車でのアクセス】

阪神高速13号東大阪線 法円坂出口、または森ノ宮出口を降り、法円坂交差点を南へ。
上町交差点を左折し、東へ車で2分。
見学時や墓参時には大阪高松カテドラル聖マリア聖堂にある駐車場をご利用いただけます。

《納骨堂の使用申込方法》



●納骨室について

- 納骨堂は1983年に設置され大小1,937の納骨室がございます。
- 現在使用中の納骨室は約1,150室で、約780室がご使用いただけます。
 - ⇒納骨室(大) [番号0001~1631まで]・・・祭壇前から奥に向かって左側
 - ⇒納骨室(小) [番号1827~2132まで]・・・祭壇前から奥に向かって右側

小教区が管理している納骨室もあります

納骨室(番号1632~1826)は玉造教会の納骨室となります。
玉造教会信徒で玉造教会の納骨室を希望する場合は、玉造教会へ直接お問い合わせください。

●納骨室の使用料 2024年4月現在

1室あたり (消費税別)	大 納骨室番号1~1631	小 納骨室番号1827~2132
上から1段目	210,000円	250,000円
上から2段目	270,000円	250,000円
上から3段目	300,000円	250,000円
上から4段目	300,000円	200,000円
上から5段目	300,000円	175,000円
上から6段目	210,000円	125,000円
上から7段目	150,000円	

⇒上記とは別に年間維持管理費が1年あたり3,000円(消費税別)

○納骨室の大きさ(数値は概数)

- ◎納骨室(大) 扉部分:高さ21cm、横21cm
室内部分:高さ22cm、横34cm、奥行30cm
- ◎納骨室(小) 扉部分:高さ19.5cm 横17.5cm
室内部分:高さ20.5cm、横29.5cm、奥行32cm



[左側が納骨室(大)・右側が納骨室(小)]



[5寸壺が大には3壺、小には2壺入ります]

●納骨堂の見学と納骨室の仮予約

- 納骨堂は曜日を問わず午前9時ごろから午後5時ごろまで開いています。
 - ⇒納骨堂の見学は上記時間内で自由とし、事前予約や連絡等は不要です。
 - ⇒鍵が付いている納骨室が使用可能ですので、その中よりお選びください。
なお、使用許可後の納骨室の変更や移動はできません。
 - ⇒納骨堂は1983年に完成しており、納骨室に経年劣化があります。また、返還された納骨室も含まれますので、申込者様自身が納骨室の内外を必ずご確認ください。
- 希望する納骨室が決まりましたら、教区本部事務局まで納骨室番号をお伝えください。
教区本部事務局にて納骨室の鍵を取り置きします。
 - ⇒希望する納骨室の取り置き後、数カ月が経過して教区本部事務局に連絡や使用申込が無い場合は、鍵の取り置きは取り消しをいたします。
 - ⇒教区本部事務局へお越しの際には、事前にご連絡ください。
連絡なしでご来館は、担当者不在等で対応出来ない場合があります。

●使用申込書と誓約書の提出（郵送可）

- 納骨堂管理規程に同意の上「使用申込書」に必要事項を記入し、「誓約書」を添えて教区本部事務局墓地担当宛に提出してください。
 - ⇒「使用申込書」には所属教会担当司祭の署名・捺印が必要です。
 - ⇒申込者の捺印が必要な箇所もございます。

●プレート希望案の提出

- プレート希望案は別途案内やプレート見本等をご覧いただき申込者の記名・捺印の上、提出ください。
 - ⇒プレート作製及び取り付けは、4月と10月末の年2回となります。納骨の際に未設置の場合があります。
 - ⇒契約時のプレート作製料は無料です。（納骨堂使用料に含まれています）
 - ⇒特殊文字（旧字など）をご希望の場合は別途実費が必要な場合がございます。
 - ⇒プレート取り付け後にレイアウト変更や文字の追加などが生じた際は再作製となり有料となります。（再作製費用 7,000円/消費税別）

●使用料等のお支払い

- 使用料および年間維持管理費を金融機関（郵便局または銀行）よりお振込みください。
 - ⇒教区本部事務局での現金での納入はお断りしています。
 - ⇒年間維持管理費は1年ごとの納入とし、前払いはお断りしています。
 - ⇒納入された使用料等については、将来返還される際も含め、如何なる理由でもお返しません。
 - ⇒領収書は発行いたしません。お振込み時の郵便振替受付票または銀行口座振込依頼書等を各自で保管ください。

《納骨堂の使用許可》

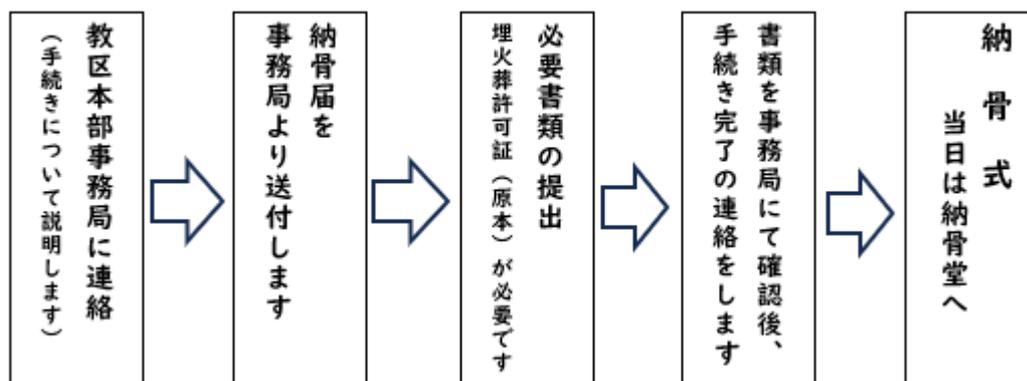
●使用許可書の発行

- 使用申込書及び誓約書の受理、使用料等の入金確認ができ次第、教区本部事務局より「使用許可書」及び「納骨室鍵（2本1組）」を使用者にお送りします。
 - ⇒発行まで約2～3週間かかります。

●納骨室の管理など

- 納骨室内は使用者自身の責任で管理をお願いします。
 - ⇒納骨式や墓参等での納骨室の開閉は使用者にて行ってください。
 - ⇒ご家族が納骨室の鍵を持参されていない（お忘れになった）場合でも、教区本部事務局にて納骨室の開閉は行いません。
 - ⇒食品等は祭壇上、納骨室内などに放置せず、必ずお持ち帰りください。
 - ⇒納骨室外の装飾やお供え品などを置かないでください。装飾品の落下や破損による怪我の可能性ありますのでご遠慮ください。
- 納骨室には骨壺を1つお付けしています。
 - ⇒骨壺の外寸は直径約16cm、蓋を含めた高さは約18cmです。大阪市の斎場で一般的に使用している「五寸壺」（一寸＝3.3cm）とほぼ同じ大きさです。
 - ⇒この大きさの骨壺で納骨室（大）は3個、（小）には2個納めることが可能です。
 - ⇒骨壺の大きさによりお納めできる個数は異なります。
 - ⇒骨壺はお使いにならない場合は返却していただいても構いません。
- 納骨室の鍵は特殊な丸鍵になっており、スペアキーの作成が出来ません。
 - ⇒使用者にて紛失した場合、鍵の取替工事をいたします。取替料金3,000円（消費税別）をご請求します。鍵の取替後は古い鍵は使用できません。
 - ⇒鍵の不具合が発生した場合は、教区本部事務局まで連絡ください。鍵穴等の修理は約1か月掛かります。ご了承ください。（修理は無料）

《納骨堂への納骨手続き方法》



【注意事項】

- 納骨日までに事務手続きを完了してください。
- 納骨式をする旨を所属教会の神父様へご相談ください。相談なしにほかの神父様のご紹介や司式を受けることはできません。
- 納骨式準備の都合もありますので、急なご納骨の申込みはお断りしております。事務局長が承認する様な特別な理由が有りましたが、対応ができないことがあります。
- 納骨式は先にお申込み頂いた方が原則優先となります。
- 毎週火曜日は納骨堂担当シスターがお休みとなりますので、火曜日以外で納骨日のご調整をお願いします。
- 土日祝日（特に日曜日）は、主日ミサや教区行事、別の方の納骨式と重なることが増えております。そのため、ご希望の納骨日時で納骨式をお受け出来ない場合があります。

●納骨の事務手続き

- 納骨が決まりましたら教区本部事務局へご連絡ください。
 - ⇒前述の注意事項も参照ください。
- ご連絡をいただいた方へ納骨届をお送りします。

●納骨に必要な書類の提出（郵送可）

- 納骨届（納骨の連絡後、教区本部事務局より送付）
- 斎場の火葬証明印のある埋火葬許可証（原本、コピー不可）
⇒上記2点を教区本部事務局墓地担当宛に提出ください。
⇒改葬、分骨での納骨の際には別途書類が必要になります。
※埋火葬許可書などの詳細については15ページを参照ください。

●必要書類の確認

- 提出いただいた必要書類に不備がないか教区本部事務局にて確認いたします。
- 必要に応じて教区本部事務局より連絡いたします。
- 使用者が帰天された場合は納骨室の承継手続き（名義変更）もお願いします。

【納骨堂内の参列人数について】

- 納骨式を検討される際にあらかじめ参列予定の人数をご確認ください。
⇒参列される方の人数により納骨式の場所を準備いたします。
 - ・1～5人程度　ご使用されている納骨室前で納骨式
 - ・6～10人まで　納骨堂内のヨゼフの部屋で納骨式
（ご納骨の際は、神父様と代表者が納骨室に移動）
 - ・11人以上の場合は玉造教会の小聖堂の使用をご検討ください。
（ご納骨の際は、神父様と代表者が納骨室に移動）
- 納骨式での小聖堂使用の申込窓口は玉造教会となります。（電話：06-6941-2332）
⇒納骨式で小聖堂を利用したい旨をお申し出いただき、司式司祭名、希望日時、参列人数などをお伝えください。
⇒教区本部事務局が代行して玉造教会に連絡する事は行いません。

●納骨室の承継（名義変更）

- 使用者が帰天された際は納骨室の承継手続き（名義変更）をお願いします。
⇒承継してご使用いただけますが、年間維持管理費の不払いや連絡先不明などで10年を経過した場合は使用許可を取り消し、共同埋葬となりご遺骨の取り出しはできません。
⇒申込時にお支払いいただいている使用料の返還も行いません。

●納骨式当日

- 納骨室の鍵はご持参ください。ご家族様で納骨室の扉の開閉をお願いいたします。
⇒鍵はお帰りの際には必ず施錠し、取り忘れのないようお願いします。
- お時間までに直接納骨堂へお越しください。
- 納骨式が終わられましたら、ろうそくの火は消していただきそのままお帰りください。

【納骨日当日の連絡先】

- 納骨式の延期（中止）や到着時間が大幅に遅れる場合は下記へご連絡ください。
（平日）教区本部事務局 総務課（墓地担当）（電話：06-6941-9705）
（土日・祝日）典礼センター「ピエタ」（電話：06-6942-0287）
「納骨堂の担当シスターへ伝言をお願いします」とお伝えいただき、ご用件をお伝えください。小聖堂をご使用の場合は、玉造教会（電話：06-6941-2332）へもご連絡をお願いいたします。

●教区納骨者および死者祈念ミサ

- 教区納骨者および死者祈念ミサは毎年11月3日（祝日）に大阪高松カテドラル聖マリア大聖堂にて行われます。（11月3日が日曜日の場合は11月4日）
⇒例年、多くの方がミサの参列や納骨堂墓参に来られ大変混雑しますので同日の納骨式はお受けできません。

納骨を伴わない命日の祈りなどの施設利用・・・納骨堂内ヨゼフの部屋・小聖堂

- ・命日の祈りや追悼ミサでの施設使用申込み窓口は玉造教会です。（電話：06-6941-2332）
- ・急な施設使用申込みはご遠慮ください。
- ・土日祝日（特に日曜日）は教区行事等で施設使用をお断りする場合がございます。
- ・当日、ご葬儀などで急遽施設の場所変更等をお願いする場合がございます。
- ・教区本部事務局が代行して玉造教会に連絡する事は行いません。

《一般墓地（個人墓地）のご案内》

●阿倍野墓地・甲山墓園・鶴越墓園とべら墓地

共同納骨所周辺にあるカトリック関係者墓地区画の一般墓地です。

- ・墓石のない状態の契約済の区画があり、希望する区画をご使用できない場合がございます。
- ・使用料以外に墓石の施工や修繕費、毎年の件管維持管理費が必要となります。
- ・墓じまいは、ご家族様が石材店へ依頼し、墓石を撤去および更地に戻す必要があります。

【甲山墓園一般墓地（個人墓地）を使用希望の方（西宮市民に限ります）】

甲山墓園一般墓地の申込は、教区本部事務局長の使用許可を受けた後、西宮市と使用者様との間での直接のご契約となります。また、納骨届、住所変更、名義変更は西宮市に提出が必要です。なお、使用について西宮市以外に居住の方は申し込みができないなど制約がありますので詳細については西宮市斎園管理課（TEL:0798-35-3306）や教区本部事務局にお問い合わせください。



○使用申込希望の方は、教区本部事務局までお問合せください。

※連絡先・・・カトリック大阪高松大司教区本部事務局 総務課 墓地納骨堂担当
TEL：06-6941-9705 （平日 9:30-16:30）

近年のお申込み状況

納骨堂（納骨室）や一般墓地（個人墓地）は、将来にわたりご家族による維持管理が必要となります。そのため、継承者が不在で将来、維持管理が困難となる場合や家族などに維持管理等の負担を掛けたくないとの思いから、お墓を「受け継ぐ（継承）」ことや「管理する」必要のない『共同納骨所』を選択する方が増えております。

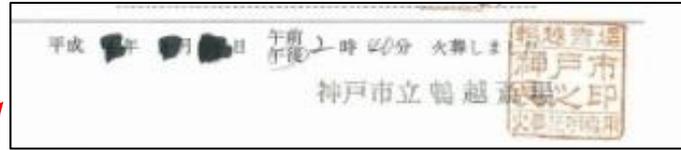
また、ご自身の生前予約をする方も多く、納骨堂の返還や一般墓地の墓じまいをして『共同納骨所』へ改葬する方も増えております。

埋火葬許可証について

死体埋・火葬許可証		第 〇〇 号
氏名	〇〇 〇〇	
性別	男	生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
死亡したとき	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 午前 〇〇 時 〇〇 分	
死亡したところ	兵庫県神戸市	
住居	〇〇 〇〇	
本籍	秋田県 〇〇 〇〇	
死因	① 一般感染症等 ② その他	
火葬の場所	鶴越斎場	
火葬の場所	兵庫県神戸市 〇〇 〇〇	
申請者	〇〇 〇〇	
許可年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
神戸市兵庫区長 〇〇 〇〇		
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 午前 〇〇 時 〇〇 分 火葬しました。		

「埋火葬許可証」見本

- ・死亡届を役所に提出した際に発行され、火葬の際に斎場に提出し、火葬後に火葬証明の印を押印して返却されます。**納骨の際にはこの埋火葬許可証の原本が必要になります。**（骨壺の箱の中に入っていることもあるようです。）
- ・死亡届を提出した役所によって、許可証の大きさや表記名が異なります。



火葬したことを斎場の管理者が証明する印鑑が必要です。（裏面に火葬証明印を押している場合もあります。）



火葬証明印のある書類が「火葬済証明」となります。

【紛失などで手元にない場合】

- 紛失などの場合は納骨ができませんので、死亡届を提出した市区町村役場にて再交付の手続きを行ってください。
 1. 実際に火葬した火葬場のある市区町村で「火葬証明書」を発行してもらう。
⇒多くは火葬した火葬場にて発行していることが多いようです。
 2. 発行された火葬証明書を、死亡届を提出した市区町村に持参し「埋火葬許可証」の再発行をしてもらう。（「埋火葬許可証発行済証明書」が交付されます。）
⇒再交付の際に必要な書類については、自治体にご確認ください。
⇒上記2点（火葬証明書、埋火葬許可証発行済証明書）が必要になります。
- 他の墓地や納骨堂から遺骨を移す（改葬）の場合は「改葬許可証」が、遺骨の一部を納骨する（分骨）の場合は「分骨証明書」をご提出いただきます。

改葬許可証について

- 他墓地や霊園から他の墓地へご遺骨を全て移すことを改葬といいます。改葬するためには新たな納骨先へ「改葬許可証」の提出が必要です。
 1. 現在埋蔵している墓地等で、「埋蔵・収蔵証明書」を入手ください。
 2. 教区の各納骨所や納骨堂に納骨する場合は、使用申込の上「使用許可書（教区本部事務局発行）」を入手してください。
 3. 上記2点のご準備出来ましたら、現在ご遺骨がある墓地（霊園など）の所在する市区町村役場で改葬許可申請を行ってください。「改葬許可証」が交付されます。
- 自治体により埋火葬許可証の再交付、改葬許可申請時に時間を要することもあります。
- 市区町村で手続きの方法が違いますので申請手続きを行う場合は、事前に市区町村役場に問い合わせを行い、必要書類や郵送での対応の是非などについてもご確認ください

例：カテドラル納骨堂から甲山共同納骨所への改葬の場合

1. 現在埋蔵している墓地等（教区本部事務局）で、埋蔵・収蔵証明書を入手
2. 甲山共同納骨所の「使用許可書」を入手
3. 現在ご遺骨がある墓地等の所在する市区町村役場（＝大阪市中央区役所）で改葬許可申請を行い「改葬許可証」の交付を受ける
4. 教区本部事務局に「使用許可書」「納骨届」「改葬許可証」を提出する

- 合葬・共同埋葬墓（共同納骨所）からの改葬はできません。

《各共同納骨所・納骨堂等の使用申込書の入手方法》

●カトリック大阪高松大司教区ホームページから

○この冊子で紹介しました大阪高松大司教区が管理する

納骨所・納骨堂について案内しています。

⇒よくある質問などもまとめて掲載しています。

⇒管理規程、使用申込書などの書類をダウンロード・印刷して利用いただけます。

カトリック大阪高松大司教区ホームページ <https://ostk.catholic.jp/>



画面を下にスクロールする



こちらをクリック



カトリック墓地
納骨堂 納骨所



こちらの QR コードからも
ご覧になれます。



(※ 現在リニューアル中につき教区名の表記等が異なる場合がございます。)

●教区本部事務局へ資料請求

○以下にご連絡いただきましたら必要な書類を郵送いたします。

【資料請求先/お問合せ】

〒540-0004 大阪府中央区玉造 2-24-22

カトリック大阪高松大司教区 本部事務局 総務課(墓地納骨堂担当)

電話 06-6941-9705 (受付時間: 平日 9時 30分 ~ 16時 30分)

2024 年 4 月作成